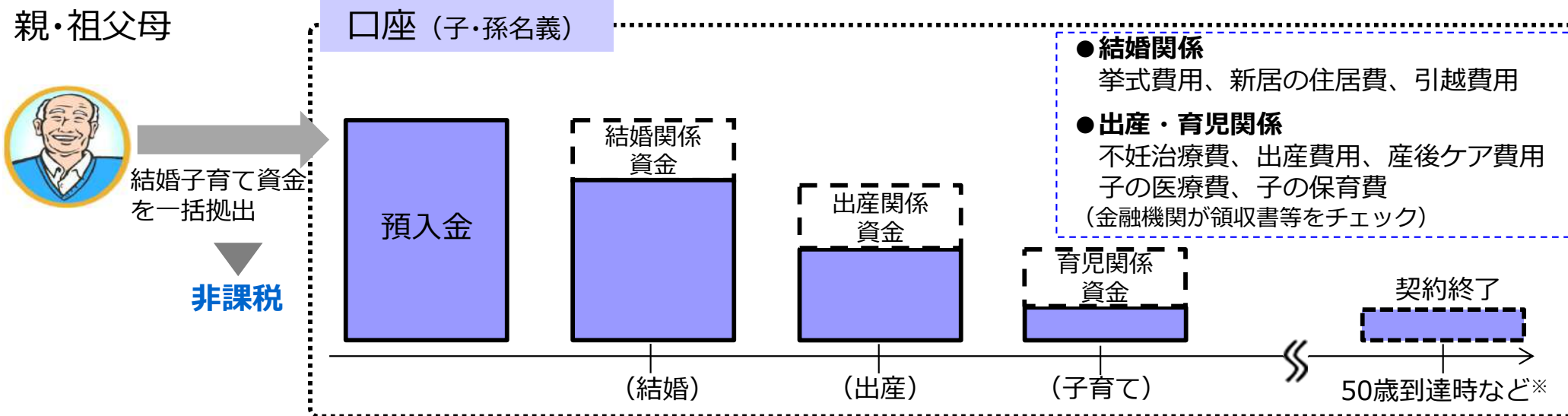


結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概 要** : 親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、**1,000万円まで非課税**とする。
- **適用期間** : 平成27年4月1日～令和5年3月31日
- **受贈者** : 子・孫（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時** : 死亡時の残高を相続財産に加算
- **契約終了時**[※] : 残高に対して、贈与税を課税



※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

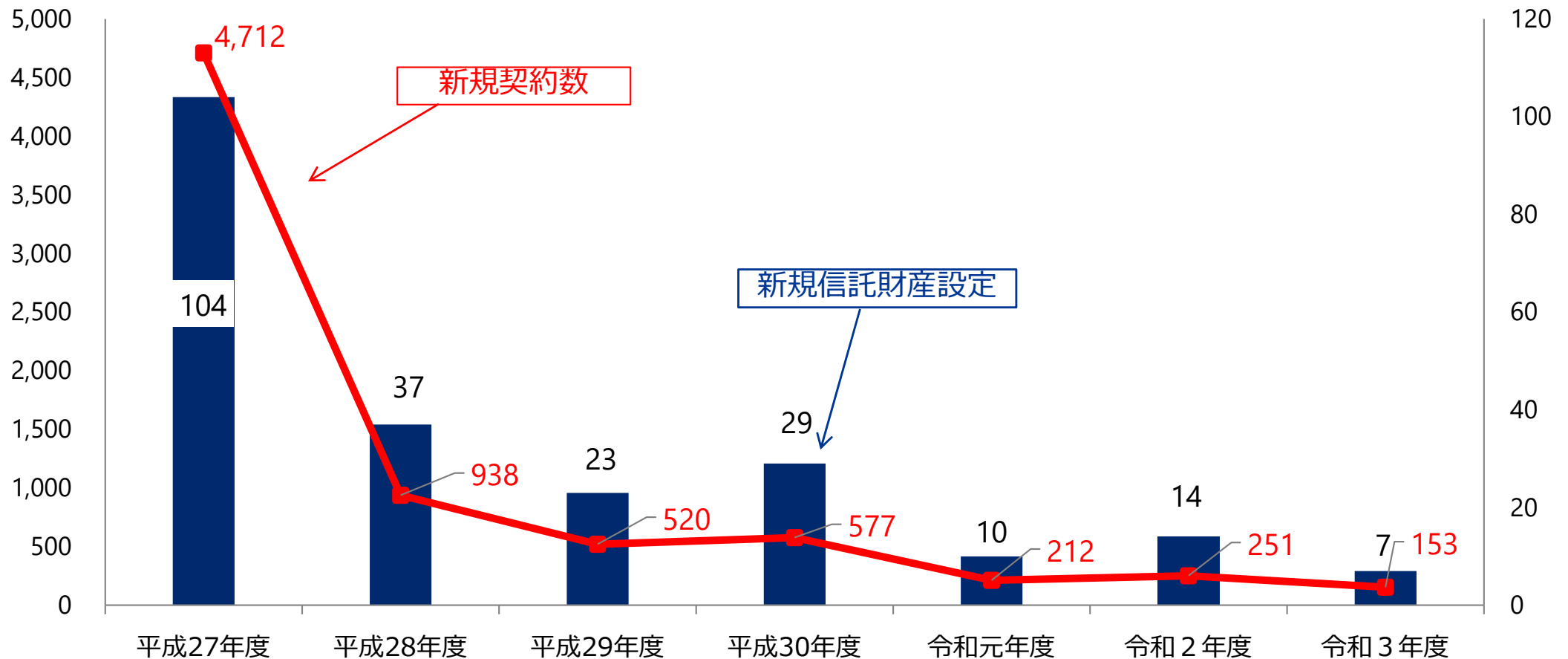
(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,363件、信託財産設定額：約224億円

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ7,363件、224億円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で153件、7億円（R4.3時点）

(契約数：件)

(信託財産設定額：億円)



(注) 信託協会公表の実績による。

結婚・子育て資金の範囲

結婚に際し要する費用

(300万円枠)

① 婚礼（結婚披露を含む）の費用

婚礼（結婚披露を含む。）に関する物品・サービスを提供する者に支払う費用（挙式費用、会場費、衣装代、飲食代、引き出物代など）で婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの

② 家賃、敷金その他これに類する費用

- ・家賃・共益費、敷金・礼金、契約更新料で婚姻の日前後1年以内に締結された賃貸借契約に基づいて支払われるもの
- ・上記契約の締結のために要した仲介手数料

③ 転居するために要する費用

受贈者本人の引越代

妊娠・出産・育児に要する費用

(1,000万円枠)

① 不妊治療に要する費用及び妊娠に要する費用

② 分娩費その他これに類する費用

- ・分娩費、入院料、差額ベッド代、新生児管理保育料など
- ・産後ケア施設の利用料など

③ 子の医療費

治療費、医薬品代、予防接種代、検診費用

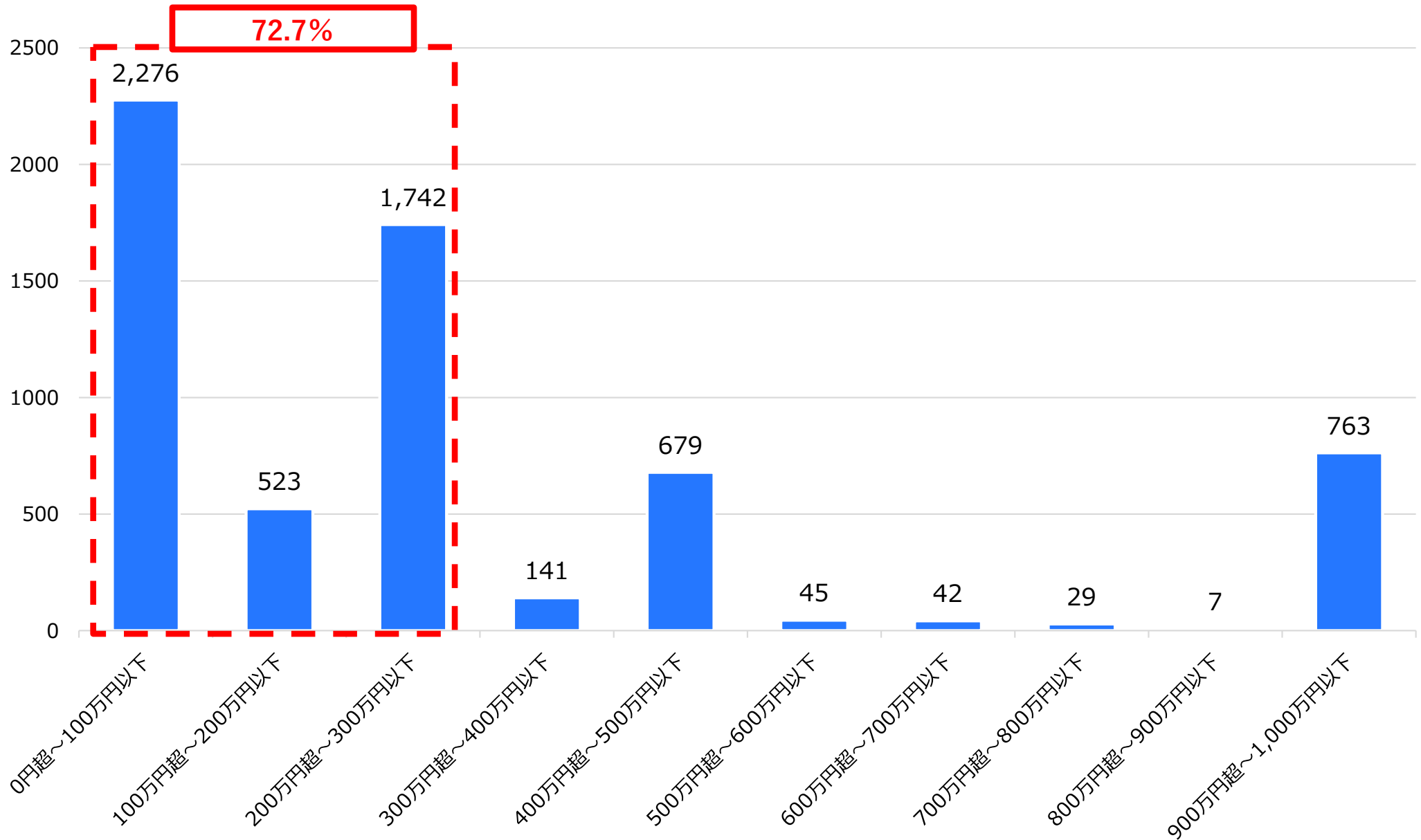
④ 幼稚園、保育所、認定こども園の保育料その他子育てに要する費用

ベビーシッター費用

(注) 上記の合計で1,000万円までが非課税。

結婚・子育て資金非課税措置の対象となる信託契約の受託状況

(契約数：件)



(注) 令和4年3月末時点信託協会社員会社4社受託分の合算

(出典) 令和5年度税制改正要望における内閣府要望資料を基に主税局作成

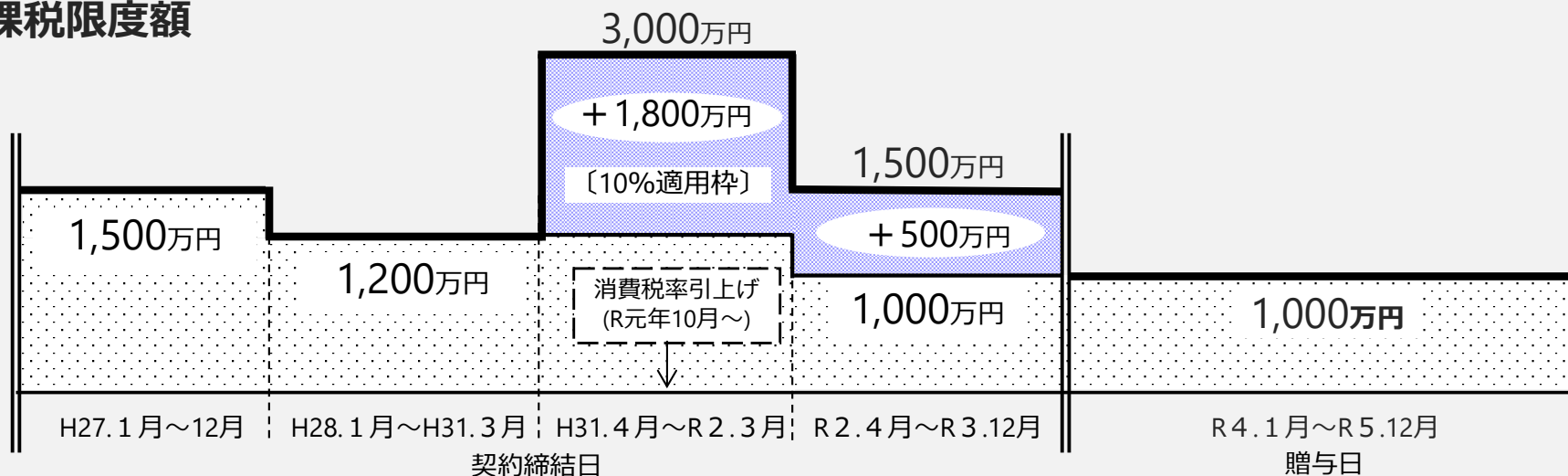
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

- 親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
（令和5年12月31日までの措置）

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

■ 非課税限度額

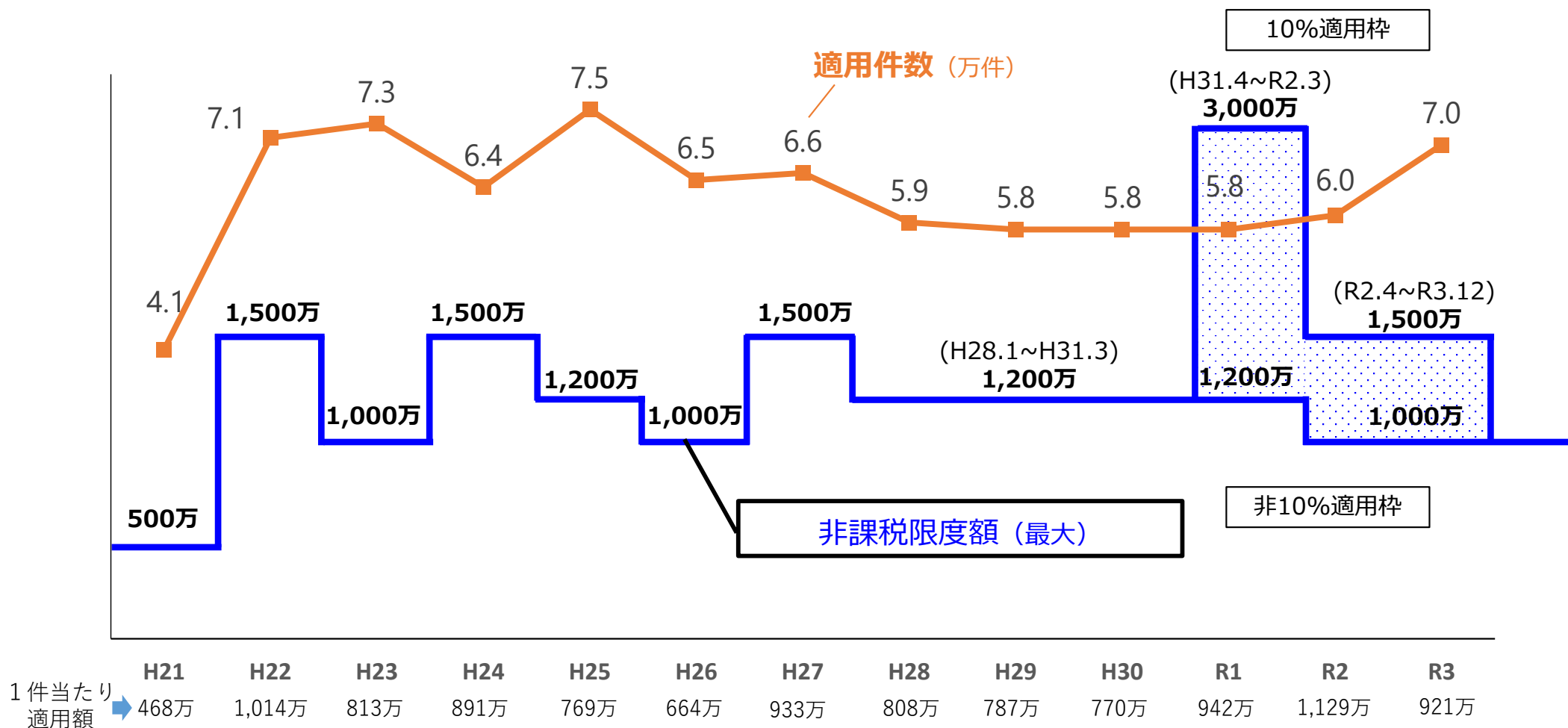


- (注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
2 受贈者の年齢要件：18歳以上
3 既存住宅は、①耐震基準に適合していること 又は②昭和57年以降に建築されていることが必要。
4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和5年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）。
5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用状況

○ 非課税限度額の水準にかかわらず、適用件数はほぼ横ばいで推移。

(参考) 令和3年度の住宅着工戸数(持家・分譲住宅)は、約53万戸。



(注1) 計数は、国税庁の報道発表資料による。

(注2) 非課税限度額は、平成27年から令和3年までは住宅取得等に係る契約の締結時期、それ以外は贈与時期に応じて決まる金額。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

現行の法定相続分課税方式の下での当面の対応

○ 資産移転の時期の選択に、より中立的な税制をどのように構築していくかといった課題について、現行の法定相続分課税方式の下での当面の対応としては、以下のような観点を踏まえ検討することが考えられるか。

○ 相続時精算課税制度の使い勝手の向上

- － 同制度は、資産移転の時期の選択に対する中立性の観点から、どのような役割を担っていくと考えるか。
- － 同制度の下での少額贈与の申告や記録管理に係る事務負担について、どのように考えるか。

○ 暦年課税による相続前の贈与の加算期間の見直し

- － 諸外国の例も踏まえ、加算期間のあり方について、どのように考えるか。
- － 近年の税務執行体制のデジタル化等の進展を踏まえると、どのような方向性が考えられるか。
- － 現行の課税方式の下、制度の適正な運用を確保する観点から、少額贈与の取扱いも含め、どのような配慮が必要か。

○ 各種の贈与税非課税措置のあり方

- － 相続時精算課税制度の使い勝手向上を図ることと併せて、近年適用件数が減少している状況や、格差の固定化防止や政策効果の観点を踏まえ、そのあり方をどう考えるか。